

日銀シス第 37 号  
2021 年 2 月 12 日

国債資金同時受渡関係事務についての  
日銀ネット利用先  
日銀ネット利用金融機関等 御中  
資金受入・払込先

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債資金同時受渡関係事務）」  
の一部改正に関する件

日本銀行では、日本銀行金融ネットワークシステムにおいて、香港ドル即時グ  
ロス決済システムとのクロスボーダーDVPリンクに関する機能を追加するこ  
とに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2021年4月1日から実施  
することとしましたので、通知します<sup>(注)</sup>。

なお、当該機能を利用しない日銀ネット利用先等におかれましては、既存の事  
務に影響はありませんので、念のため申し添えます。

(注) 本件の概要は、「「日銀ネットの有効活用に向けた協議会」第20回会合  
の議事概要」別添2（日本銀行HP－業務上の事務連絡－日銀ネット関連－  
日 銀 ネット の 有 効 活 用 に 向 け た 協 議 会  
(<https://www5.boj.or.jp/bojnet/newbojnet/kyougikai.htm>) ) をご参照く  
ださい。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債資金同時受渡関係事務）」  
中一部改正

- 第1編 I. 1. (28) を横線のとおり改める。

(28) 国債残高不足

払出可能国債残高（払出先参加者が同時担保受払を行う場合には、担保残高）がマイナスとなることをいいます。

払出可能国債  
残高  
利用細則（国  
債振替決済関  
係事務）第1  
編 I. 参照

- 第1編 I. 2. (2) を横線のとおり改める。

(2) 決済指示

「国債資金同時受渡依頼」の送信が行われた場合には、当該国債資金同時受渡依頼について、払出先参加者および資金払込先の双方が、所定の端末操作手順（業務処理区分コード 751201 または 751301）に従い、決済指示の送信を行うことができます<sup>(注)</sup>。

この場合、(5) の条件を満たすときは、同時担保受払を行うこともできます。

払出先参加者および資金払込先の双方が決済指示を行った後遅滞なく、日本銀行は、国債資金同時受渡（国債の受払および当座勘定の入金または引落）を実行します。また、決済指示の送信において、同時担保受払が行われた場合には、当該同時担保受払にもとづく処理（担保の返戻または受入およびこれらにかかる国債の受払）も同時に実行します。ただし、払出先参加者および資金払込先の双方または一方について、払出可能国債残高、担保余裕額または引落資金に不足が発生する場合には、日本銀行は国債資金同時受渡を実行せず、当該不足が発生している払出先参加者および資金払込先（双方に当該不足が発生している場合には双方を指し、一方のみに当該不足が発生している場合にはその一方を指します。以下「残高不足発生先」といいます。）の決済指示を取消した上で、当該先に対してその旨を通知します。

払出可能国債  
残高  
利用細則（国  
債振替決済関  
係事務）第1  
編 I. 参照

略（不変）

(注) 略（不変）

- 第1編I. 2. (10) を横線のとおり改める。

(10) 国債処理番号

決済指示にもとづき受払処理が行われる都度、参加者・種別・口座区分および銘柄別に受払日単位で 000001 番から 6 桁の連続番号が付されます。この番号は「国債処理番号」といい、国債振替決済関係事務および国債資金同時受渡（香港）関係事務における国債処理番号と共通に付されます<sup>(注)</sup>。国債処理番号は「国債資金同時受渡実行通知」に表示されます。

約定金融機関等は、国債処理番号を利用して、参加者・種別・口座区分および銘柄別の国債残高の管理を行うことができます。

(注) 略（不変）

略（不変）

利用細則（国債資金同時受渡（香港）関係事務）  
第1編I. 参照

- 第1編I. 7. を横線のとおり改める。

7. 残高等の管理

国債資金同時受渡にかかる国債の受払および当座勘定の入金または引落を行うためには、決済指示の双方が送信された時点において、国債払出先に払出を行うに足る払出可能国債残高（払出先参加者が同時担保受払を行う場合には、担保残高および担保余裕額）が確保され、かつ、資金払込先の当座勘定に引落を行うに足る引落資金が確保されていることが必要です<sup>(注)</sup>。

なお、当該時点において、これらが確保されていない場合には、その残高不足発生先の決済指示が取消されます。

(注) 略（不変）

払出可能国債残高  
利用細則（国債振替決済関係事務）第1編I. 参照

略（不変）

- 第1編IV. 3. (1) ハ. ①（注5）を横線のとおり改める。

(注5) 払出後（(注8)の場合には、担保返戻による受入および国債資金同時受渡による払出後）の払出可能国債残高が表示されます。

払出可能国債残高  
利用細則（国債振替決済関係事務）  
第1編I. 参照

- 第1編IV. 3. (1) ハ. ① (注6) を横線のとおり改める。

(注6) 国債処理番号 ((注8) の場合には、担保返戻による受入および国債資金同時受渡による払出により、2番加算されます。) が表示されます。

国債処理番号  
利用細則 (国  
債振替決済関  
係事務)  
第1編I. 参  
照

- 第1編IV. 3. (1) ハ. ② (注5) を横線のとおり改める。

(注5) 受入後 ((注8) の場合には、国債資金同時受渡による受入および担保差入による払出後) の払出可能国債残高が表示されます。

払出可能国債  
残高  
利用細則 (国  
債振替決済関  
係事務)  
第1編I. 参  
照

- 第2編の業務処理区分「国債DVP 国債資金同時受渡依頼 国債資金同時受渡依頼」(コード751101) の 入力手順 ③、④および⑨中、「東京」を削る。

- 第2編の業務処理区分「国債DVP 照会 決済指示未入力明細 (国債)」(コード754101) の 入力手順 ③中、「東京」を削る。